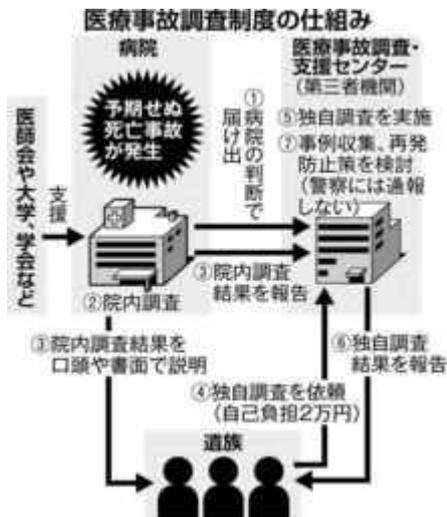


## 「医療事故調査制度」運用開始 届け出、医療機関任せ

09/30 17:34、10/01 00:49 更新



医療の安全確保や医療事故の再発防止を目的とした国の「医療事故調査制度」が1日から始まる。予期しない医療事故で患者が亡くなったとき、第三者機関への届け出や院内調査、遺族への説明などを医療機関に義務付ける。だが、実際に届け出るかどうかは医療機関側の判断に委ねられている面もあり、実効性には課題がある。

新制度は、手術などを行った医療機関が、事前に患者らに死亡するリスクの説明をしていなかったケースを医療事故と定義。第三者機関の医療事故調査・支援センターに届け出た上で院内調査するよう定める。調査は医師会や大学などの協力で実施し、結果をセンターに報告。遺族への報告は口頭か書面で行う。遺族は報告内容に不服がある場合

など、2万円の自己負担でセンターに独自調査を依頼できる。

日本医療安全調査機構は、年間300件程度の調査を見込んでおり、調査結果を集積し、再発防止策を検討する。

一方で、新制度の実効性は不透明だ。これまでの厚生労働省の検討会で、医師側は新制度が損害賠償などの訴訟に発展することを懸念。厚労省も「医師個人の責任追及が目的ではない」と、医師側に配慮した仕組みとなったため、患者・家族側には不安が残る。

例えば、死亡事故が発生しても、医療機関が「新制度の対象案件ではない」と、第三者機関に届け出ないケースがあり得る。弁護士でつくる札幌医療事故問題研究会の高橋智副代表は「遺族が直接、第三者機関に申し出る仕組みがない。国による運用の検証は欠かせない」と指摘する。

(東京報道 中村征太郎、報道センター 久保田昌子)

## 河北新報(社説欄)

### 医療事故調／再発防ぎ信頼築く制度に

遺族と医療機関が信頼関係を築けるかどうか。制度の実効性は、医療側の姿勢にかかっていると言っていい。ことし10月に始まる医療事故調査制度のことだ。医療行為中に起きた死亡事故の原因を明らかにし再発防止につなげる目的で、昨年、医療法改正とともに創設された。運用指針を審議する厚生労働省の検討会が詰めめの段階で紛糾、紆(う)余(よ)曲折を経てこのほどようやくまとまった。

検討会では医師の責任追及を回避しようとする医療側の消極的な姿勢が目についた。2度と同じような医療事故を繰り返さないように望む遺族側との溝が十分に埋まらないまま、周知期間を踏まえた指針づくりのタイムリミットが迫る中、何とか形にしたという印象が強い。

新制度では、医療行為に関係して予期せぬ死亡事故が発生した場合、医療機関は新たに設置される第三者機関「医療事故調査・支援センター」に届け出た上で院内調査を実施。結果をセンターに報告し遺族にも説明する。遺族が調査結果に納得できなければ、センターに再調査を求めることができる。

指針づくりで最大の争点となったのが、院内調査結果の遺族への説明方法だった。厚労省が「口頭または書面、もしくはその双方」とし「遺族が納得する形で分かりやすく説明する」との案を示したのに対し、一部医療者が口頭での説明にとどめるよう強硬に主張。最終的に「遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない」との曖昧な表現で落ち着いた。

医療側が書面提出を拒むのは、裁判などの資料に利用されることへの警戒感からだが、家族の死に直面した遺族が難解な医学用語や内容を口頭説明だけで理解できるとは思えない。そもそも制度は、家族の死因について医療機関から詳細な説明を受けられず訴訟に発展するケースが増えたことを背景に創設された。医療側が指針の表現を単なる「努力義務」と軽んずれば、事故隠しとみなされよう。

医療側からは、センターへの届け出対象の範囲を狭めようとしたり、報告書に再発防止策を記載しないように求めたりなど、制度を骨抜きにしかねない発言もあった。

確かに医療は高度な知識と技術が必要で、複雑、不確実でもある。それでも患者が治療を任せるのは医者や医療機関を信頼するからにほかならない。不幸にも医療事故が起きた際、寄せられた信頼に応えるすべは、痛ましい事故を無にしないための次につながる検証以外にない。制度は診療所や助産所も含め全ての医療施設が対象になる。自力での調査が困難な小規模施設に対する支援体制の構築も必要だ。中立性と透明性の確立も含め、制度実施に向けた課題は少なくない。

東京女子医大病院の男児死亡事故や群馬大病院の腹(ふく)腔(くう)鏡手術死亡事故は、医療機関の閉鎖性を印象付けた。遺族の側に立ち、事故と真(しん)摯(し)に向き合う風土が医療の場に定着することを多くの国民が望んでいる。新制度に血を通わせるためにも、医療側の率先した取り組みこそが大切になる。

東京/中日新聞 秋田魁 河北新報(宮城) 福島民報 上毛新聞(群馬)  
新潟日報 神戸新聞 大阪日日 京都新聞 中国新聞 福井新聞 北  
日本新聞(富山) 北國新聞(石川) 四国新聞 西日本新聞(福岡) 熊本  
日日 琉球新報など (いずれも共同配信記事を掲載)

# 医療事故調査制度スタート 「予期せぬ死亡」対象に

2015年09月30日17時17分（更新 10月01日 00時33分）

医療法に基づく医療事故調査制度が1日、始まった。全国約18万カ所の医療機関や助産所に対し、「診療行為に関連した患者の予期せぬ死亡や死産」について、第三者機関への届け出と「院内調査」、遺族への説明を義務付ける。病院での不慮の事態に直面した遺族に経緯や原因を示し、再発防止につなげる取り組みとして注目される。

ただ調査対象が「予期せぬ事故」に限られた点や、院内調査の報告書を遺族に交付する義務がない点に、患者側からは疑問の声もある。警察の介入を避けたい医療側が、弾力的な運用により患者側との信頼関係を構築できるか問われそうだ。